

訪問看護の充実について③

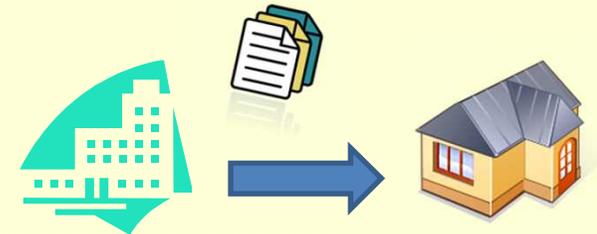
介護保険の訪問看護との整合②

- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により介護職員等のたん吸引等が可能になったことに伴い、訪問介護等のサービスを受けている患者に対するたん吸引等に関する指示を、保険医療機関の医師が当該サービスを行う事業所に交付する場合の評価を行う

(新) 介護職員等喀痰吸引等指示料 240点



- 介護報酬改定による新サービス(介護保険被保険者等に対する複合型サービス及び定期巡回型訪問介護看護サービス)を行う事業所に対する保険医療機関の医師による訪問看護指示書の交付が評価され、複合型サービス及び定期巡回型訪問介護看護を行う事業所からの訪問看護(複合型サービス含む)が評価される。



訪問看護の充実について④

効率的かつ質の高い訪問看護の推進

在宅医療を受ける難病、がん、小児の利用者が増加し、訪問看護のニーズは多様化しており、増加する需要や多様なニーズに対応するためには、効率的かつ質の高い訪問看護の推進する必要がある。訪問看護のケア内容については、必ずしも看護職員が実施する必要性が高い業務だけではないため、看護補助者との同行訪問について評価する。

➤ 看護補助者との同行訪問(週3回まで)の評価を新設する。

※厚生労働大臣が定める疾病(特掲診療料の施設基準等別表第七及び別表第八に掲げる疾病等の利用者)については回数制限なし

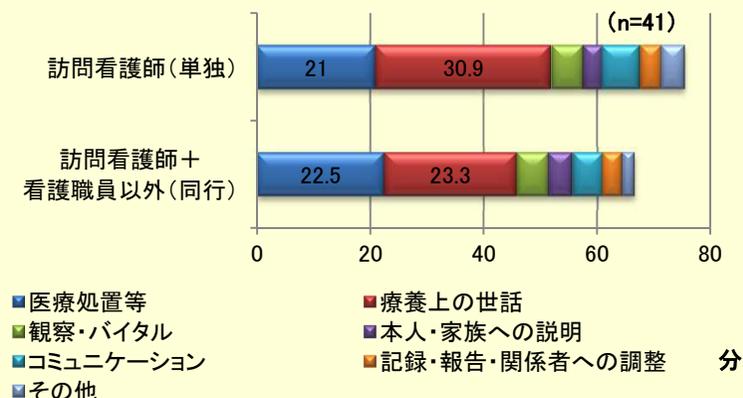
(医療機関)

(新) 複数名訪問看護加算 **300点**

(訪問看護ステーション)

(新) 複数名訪問看護加算 **3,000円**

同行訪問の有無による訪問時
所要時間の比較



訪問看護の充実について⑤

効率的かつ質の高い訪問看護の推進

➤ 訪問看護師と専門性の高い看護師による同一日訪問の評価を行う。

① 鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中以外の緩和ケアニーズを持つ悪性腫瘍の患者

② 真皮を越える褥瘡の状態にある在宅療養中の患者

①②の患者について、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問することについて評価を行う

(新) 在宅患者訪問看護・指導料3のハ^{*1} 1,285点

(* 1 : 医療機関の専門性の高い看護師が訪問した場合)

(新) 訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)のハ^{*2} 12,850円

(* 2 : 訪問看護ステーションの専門性の高い看護師が訪問した場合)

[算定要件]

5年以上、褥瘡ケア又は緩和ケアの看護に従事した経験を有し、それぞれ6月以上の適切な専門の研修を修了した者であること。

➤ 緊急訪問看護加算については、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院のみならず、在宅療養支援診療所以外の診療所との連携により生じた緊急時の訪問看護についても評価を行う。

訪問看護の充実について⑥

精神科訪問看護の報酬体系見直しについて(医療機関)

- 訪問看護指示の見直し→精神科訪問看護指示料を新設し、**精神科を担当する医師の指示**を評価、訪問看護の対象を**入院中以外の患者と家族**に拡大する。

[改定前]

	点数	訪問看護の対象
訪問看護指示料	300点	疾病、負傷のために 通院による療養が困難な者



(新)

[改定後]

	点数	訪問看護の対象
訪問看護指示料	300点	疾病、負傷のために 通院による療養が困難な者
精神科 訪問看護 指示料	300点	精神疾患を有する 入院中以外 の患者又はその 家族等

- 精神科訪問看護・指導料に同一建物居住者に対する評価の新設

保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合

(30分以上 週3日目まで)

精神科訪問看護・指導料Ⅰ	患者宅 個別	575点
精神科訪問看護・指導料Ⅱ	施設 複数 同時	160点



(新)

精神科訪問看護・指導料Ⅰ	患者宅 個別	575点
精神科訪問看護・指導料Ⅱ	施設 複数 同時	160点
精神科訪問看護・指導料Ⅲ	同一建物 居住者	445点

訪問看護の充実について⑦

精神科訪問看護の報酬体系見直しについて(医療機関)

- **30分未満**の点数区分を新設し、精神科訪問看護・指導の実施者に**准看護師**の訪問・指導を評価する。

[現行]

精神科訪問看護・指導料

[改定後]

I	保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合	575点
---	-----------------------------	------



保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合	(新) 30分未満	440点
	30分以上	575点
准看護師	(新) 30分未満	400点
	(新) 30分以上	525点

- 看護職員が実施する必要性が高い精神・身体的なケアだけではなく、多様なニーズがあるため看護補助者の同行訪問に対する評価を新設する。

[現行]

複数名訪問看護加算

[改定後]

複数の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合	450点



保健師又は看護師が他の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に行う場合	450点
(新)保健師又は看護師が 准看護師 と同時に行う場合	380点
(新)保健師又は看護師が 看護補助者 と同時に行う場合	300点

訪問看護の充実について⑧

精神科訪問看護の報酬体系見直しについて(訪問看護ステーション)

- 訪問看護基本療養費における精神科訪問看護基本療養費の区分と30分未満の点数区分を新設する。

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合の例

[現行]

(訪問看護基本療養費)

I	患者宅個別	5,550円
II	精神障害者施設等複数名に対し同時	1,600円
III	同一建物居住者	4,300円



[改定後]

(訪問看護基本療養費)

I	患者宅個別	5,550円
II	同一建物居住者	4,300円

(精神科訪問看護基本療養費)

I	(新)患者宅個別	(新)30分未満	<u>4,250円</u>
		30分以上	5,550円
II	(新)精神障害者施設等複数名に対し同時		<u>1,600円</u>
III	(新)同一建物居住者	(新)30分未満	<u>3,300円</u>
		30分以上	4,300円

- 看護補助者及び精神保健福祉士の同行訪問の評価に対する評価の新設
(新) 精神科訪問看護基本療養費 I 及び III 複数名訪問看護加算 3,000円